

----- 北星荘短期入所生活介護（ショートステイ）利用料 -----

令和元年 10 月 1 日現在

※ 利用料は、基本額及び加算額について 1 割負担の場合です。
「介護保険負担割合証」により、2 割又は 3 割負担となる場合があります。

短期入所生活介護（1 日あたり）（※ 送迎を希望する場合は片道料金 184 円を負担。）

【従来型個室】

○ 利用者負担段階 第 1 段階

要介護度	基本額(A)	介護職員処遇改善加算Ⅰ $A \times 5.9\% = B$	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ $A \times 1.0\% = C$	滞在費(D)	食事代(E)	1 日の利用料 (A+B+C+D+E)
要支援 1	444	8.3%	2.3%	320	300	1,111
要支援 2	551					1,229
要介護 1	592					1,275
要介護 2	660					1,350
要介護 3	730					1,428
要介護 4	798					1,503
要介護 5	865					1,577

○ 利用者負担段階 第 2 段階

要介護度	基本額(A)	介護職員処遇改善加算Ⅰ $A \times 5.9\% = B$	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ $A \times 1.0\% = C$	滞在費(D)	食事代(E)	1 日の利用料 (A+B+C+D+E)
要支援 1	444	8.3%	2.3%	420	390	1,301
要支援 2	551					1,419
要介護 1	592					1,465
要介護 2	660					1,540
要介護 3	730					1,618
要介護 4	798					1,693
要介護 5	865					1,761

○ 利用者負担段階 第 3 段階

要介護度	基本額(A)	介護職員処遇改善加算Ⅰ $A \times 5.9\% = B$	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ $A \times 1.0\% = C$	滞在費(D)	食事代(E)	1 日の利用料 (A+B+C+D+E)
要支援 1	444	8.3%	2.3%	820	650	1,961
要支援 2	551					2,079
要介護 1	592					2,125
要介護 2	660					2,200
要介護 3	730					2,278
要介護 4	798					2,353
要介護 5	865					2,427

○ 利用者負担段階 上記以外

要介護度	基本額(A)	介護職員処遇改善加算Ⅰ $A \times 5.9\% = B$	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ $A \times 1.0\% = C$	滞在費(D)	食事代(E)	1日の利用料 (A+B+C+D+E)
要支援1	444	8.3%	2.3%	1,150	1,650	3,291
要支援2	551					3,409
要介護1	592					3,455
要介護2	660					3,530
要介護3	730					3,608
要介護4	798					3,683
要介護5	865					3,757

❖ 基本額(A)には、下記の加算が含まれます。

▷ サービス提供体制強化Ⅱ

❖ 利用者負担額について

▷ 第1段階とは

- ・ 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢年金を受給している方
- ・ 生活保護の方

▷ 第2段階とは

- ・ 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計額が年間80万円以下の方
(課税年金：障害年金や遺族年金などは非課税のため含みません。例えば、収入が遺族年金のみの方は収入額0円となります。)

▷ 第3段階とは

- ・ 世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階に該当しない方